

北上市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

北上市建築基準法施行細則（平成3年北上市規則第185号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>（認定申請書）</p> <p>第13条　[略]</p> <p>2～6　[略]</p> <p>7　政令<u>第137条の12第6項及び第7項</u>の規定による認定を受けようとする者は、第2項に規定する認定申請書に省令第1条の3第1項の表1（い）の項、（ろ）の項及び同条第1項の表2（61）の項に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。</p> | <p>（認定申請書）</p> <p>第13条　[略]</p> <p>2～6　[略]</p> <p>7　政令<u>第137条の12第11項及び第12項</u>の規定による認定を受けようとする者は、第2項に規定する認定申請書に省令第1条の3第1項の表1（い）の項、（ろ）の項及び同条第1項の表2（61）の項に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。</p> |

備考　改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。